

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和二年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和元年十二月六日奈良県指令建第一〇四一一〇五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年三月十七日建第九六〇三号
公共施設に関する工事の検査済証 令和二年三月十七日建第五五九一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字南郷五四七番六、五四七番七、五四七番八、五四七番九及び五

四七番一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区久太郎町二丁目五番二八号

株式会社グルーヴ 代表取締役 池元宏行

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字南郷五四七番九及び五四七番一〇
下水道 北葛城郡広陵町大字南郷五四七番九及び五四七番一〇の各一部